

社援協発 0702 第 1 号  
令和元年 7 月 2 日

各都道府県  
消費生活協同組合主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局地域福祉課  
消費生活協同組合業務室長  
（公印省略）

### 消費生活協同組合法施行規則の一部改正について

今般、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（令和元年厚生労働省令第20号）が公布されたところであるが、その内容は下記のとおりであるので、御了知の上、貴管内の消費生活協同組合及び消費生活協同組合連合会（以下「組合」という。）に対し、周知願いたい。

#### 記

#### 第一 改正の趣旨及び内容

不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律 33 号）において、工業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）が一部改正されたことに伴い、同法を引用する消費生活協同組合法施行規則（昭和 23 年大蔵省令、法務庁令、厚生省令、農林省令 1 号）の一部を改正するもの。

#### 第二 公布日等

- （1） 公布日  
令和元年6月28日
- （2） 施行期日  
令和元年7月 1 日